

# 東京国公だより

【電話】 03-3501-6973

【FAX】 03-3500-4391

【Eメール】

office@tk-kokko.org

UR: <http://tk-kokko.org/>

東京国家公務員・独立行政法人労働組合共闘会議 19-13号 2019/11/28



日本の労働現場における長時間・過密労働が公務を問わず蔓延し、「過労死」という言葉が「国際語化」する中、政府も声高に「働き方改革」を口にしざるを得ない状況が生まれてきています。

## 霞が関の若手職員に「人生の墓場」なんて言わせてはならない

### 霞国公・東京国公・国公労連が霞が関の異常な働かせ方をなくそうと朝から深夜まで行動11/26・27

こうした中で平成30年6月29日、労働基準法改正案が可決成立し、曲がりなりにも残業上限規制が設けられました。

国家公務員の残業上限をめぐっては、人事院が2009年にまとめた「指針」で年360時間、特段の事情があれば年720時間を目安に設定しました。

今年4月からは、大企業に罰則付きの残業規制が導入されるのに合わせて人事院は、指針内容をより強い「人事院規則」に格上げするとともに、月単位の上限（原則45時間）も設けました。

### 霞が関職員の74・

### 6%に例外適用

### で「過労死ライン

### まで働け！」と

しかし他律的業務に従事する職員については、例外規定が設けられています。他律的業務にあたる職員とは国会対応や外交、法令協議、予算折衝などにあたる職員を指します。

各省庁ではその他律的業務にあたる職員を指定しました。人事院の調査ではなんと全霞が関の職員の74・6%の職員がそ



の「例外職員に指定」されていることが明らかになりました。

それは月100時間未満、年720時間の残業を例外的に認め、月45時間を超えられるのは年6回で平均80時間ということです。何のことはない、約75%の職員に「過労死ラインまで働け」といつているようなものです。

「もう放っとけねえ!」・・・と、11月18日には霞国公・東京国公が厚労省前で大宣伝行動、11月26日は霞国公・東京国公・国公労連が財務省&文科省前で早朝宣伝、各単組は当該職場でビラ配布、27日には「霞が関電話相談」と厚労省前での夜間宣伝&パトロールを実施しました。



27日午後9時。この日、水曜日は全省庁一斉定時退庁日です。灯りは煌々と・・・。



午後10時厚労省前にて行動



4月以降、実際の残業時間は？		
増えた 😞	変わらない 😐	減った 😊